

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

じゅんさいの里を守り受け継ぐ再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

秋田県山本郡三種町

3. 地域再生計画の区域

秋田県山本郡三種町の全域

4. 地域再生計画の目標

本町は秋田県の北西部に位置し、秋田市から北へ約50km、車で1時間のところにあります。町の人口は21,200人（平成18年4月1日現在）、総面積240.09km²のうち山林が40%、農地が25%を占め農林業が本町の基幹産業となっております。また、昭和27年には石油採掘中に温泉が湧出し温泉街が形成されており、本町においては周辺に公園を整備したりゴルフ場を誘致して近年観光にも力を入れております。

農産物の中では米とじゅんさいが主要品目でありますが、特にじゅんさいは年間収量500t前後を維持し、収穫高日本一を誇っております。しかし、じゅんさい沼の多くは減反政策による転作作物として作付けされており、用水として河川・湖沼から引水しております。じゅんさいの生育にはきれいな水が必要条件でありますが、近年生活様式の多様化により水質の悪化が進み、収穫量に影響が見られ、また食に対する安全性の点からも早急な対策が迫られています。

本町では平成元年度より公共下水道事業を、昭和58年度には農業集落排水事業に着手し、合併処理浄化槽も併せて実施してまいりましたが、現在污水処理普及率は61%にとどまっており、さらなる污水処理施設の整備促進が課題となっております。これらの汚水処理施設を一体的に整備することにより、生活排水処理が進み、河川・湖沼等の水質も浄化され、じゅんさいに必要なきれいな水が回復することから、今後ともじゅんさいの良好な生育を促進していきます。また、生活環境の改善により若年層の町外流出にも一定の歯止めが期待出来ることから、じゅんさいの栽培に携わる就農者の確保を図ります。加えて、いつでもじゅんさいを提供出来る温泉地としてさまざまなPR活動を行うことにより、観光振興も積極的に行います。

これらのことから、じゅんさいの里を守り受け継ぎ、さらに発展させるため「日本一のじゅんさいの里」としての、地域再生を目指します。

- (目標) (1) 污水処理人口普及率を61%から90%に向上
(2) じゅんさい年間収穫量500tの回復

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理普及率を向上させるため金光寺・志戸橋地区、森岳地区においては特定環境保全公共下水道事業、下岩川地区においては農業集落排水事業を行い、併せて三種町水洗便所等改造資金融資あっせん事業により加入促進を図ります。また、集合処理区域以外においては浄化槽（個人設置型）により整備します。また、じゅんさい作付け拡大のための産地づくり対策交付金事業や販売促進の秋田県観光キャンペーン支援事業などを実施しております。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

（整備箇所等につきましては別添施設整備箇所図による）

【事業主体】

秋田県山本郡三種町

【施設の種類】

特定環境保全公共下水道、農業集落排水、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

特定環境保全公共下水道 三種町森岳地区、金光寺・志戸橋地区

農業集落排水 下岩川地区

浄化槽（個人設置型） 三種町の全域（集合処理区域以外）

【事業期間】

特定環境保全公共下水道 平成17年度～平成21年度

農業集落排水 平成18年度～平成22年度

浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

【整備量】

特定環境保全公共下水道 施工延長 L = 12,700m
マンホールポンプ N = 11.0箇所

農業集落排水事業 処理場 N = 1.0箇所
施工延長 L = 7,173m
マンホールポンプ N = 11.0箇所

浄化槽（個人設置型） 170基

【汚水処理人口】

特定環境保全公共下水道	N = 1, 400人増
農業集落排水	N = 1, 130人増
浄化槽（個人設置型）	N = 510人増

【事業費】

特定環境保全公共下水道	850,000千円
（うち交付金	425,000千円）
農業集落排水	989,800千円
（うち交付金	494,900千円）
浄化槽（個人設置型）	74,445千円
（うち交付金	24,815千円）
合計	1,914,245千円
（うち交付金	944,715千円）

5-3 その他の事業

日本一のじゅんさいの里を守り受け継ぐため、きれいな水を再生すると共に生産を維持し、販売を促進するため以下の施策を実施しております。

（1）三種町水洗便所等改造資金融資あっせん事業

下水道への加入促進の一環として町民に対しトイレ改造資金を100万円まで融資あっせんし、かつ利子を町で負担しています。

（2）産地づくり対策交付金事業

転作田において畠作物を生産した農家に対する交付金であるが、町ではじゅんさいを作付けしている農家に対し、独自に交付金を上乗せしてじゅんさい農家の育成を図っています。

（3）秋田県観光キャンペーン支援事業

首都圏でのじゅんさいの販売拡大及び温泉地のPRのため、秋田県観光協会主催のキャンペーンに毎年参加しています。

6. 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4に示す数値目標に照らし、状況を調査・評価し、公表する。
また、各年度末に状況を調査し、事業計画の進捗状況を確認する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし